

会 議 記 録

会議名称	第 27 回 会津坂下町新庁舎建設検討委員会
開催日時	令和 8 年 4 月 8 日（水）14：55 ～ 15：55
開催場所	役場 3 階 大会議室
出席者	委員 12 名 事務局 4 名

<会議内容>

1. 開 会

2. 町長あいさつ（代理 建設課長）

3. 委員長あいさつ（委員長）

4. 報告事項（委員長を議長とし協議）

（1）町民説明会・Web 意見募集の結果について

～資料 1 をもとに報告・回答について説明～

（委員長）

いま事務局より町民説明会や Web 意見募集についての意見と回答の説明があったが、いずれもこの検討委員会で検討・協議されてきたものである。特に財政面の意見が多かったと見受けられる。また、「無電柱化」についてはカラス対策なども考えられることから、全体を通して次の協議事項で皆さんの意見をお聞きしたい。

5. 協議事項

（1）基本計画（案）について

～資料 2、資料 3、資料 4 をもとに説明～

(委員長)

事務局からあった通り、住民説明会やWeb意見に基づいての計画案修正について説明がなされた。基本計画案についてはこれまで事務局より何度も説明をしていることから、それらも含めてご質問等あればお願いしたい。なお、今回が諮問前の意見を言える最終的な委員会のため、忌憚のない意見をいただきたい。

(委員)

事務局から基本計画案を読んで修正事項あれば指摘いただきたいという旨から、今回複数の修正箇所の提示をさせていただいた。その中で、今までの意見を取り入れ、今回が計画としての「初版」になるという意味でよろしいか？

(事務局)

初版の考え方にもよるが、前回の委員会を経て3月18日にHPに計画案を出したものを初版として考えている。そして、その初版を受けて、修正したものが今回の修正箇所となる。

(委員)

HPのものと今回委員会で出したものは同じものか？それとも変更点はあるのか？

(事務局)

HPの計画案から変更した部分が資料3に掲載した部分である。しかし、色合いなどの軽微な変更については、記載はしていない。

(委員)

今回は2版になるという整理でよろしいか？

(事務局)

その通りである。

(委員)

自分が修正点を提出した際、すでに修正済みの部分もあった。自分は修正された経過が分からないので、修正点を記録しておくなどして、後から問題にならないように注意していただきたい。

(委員長)

他にあるか？今まで基本計画の内容以外に様々な意見が出てきた。そのような内容も答申内容に盛り込んでいきたいと委員長としては考えている。

（委員）

資料説明の中で、住民の声などから緑地化や公園の造設を考えると、約14,000㎡に収まるものなのか？それとも駐車スペースとして広く取るものなのか、方向性が決まっていれば教えていただきたい。

（事務局）

お示ししている敷地の仕様の平面図が方向性である。そのため、この仕様から大きく変更して公園の造設などは考えていない。緑地は作らなければいけないが、その緑地を含め、堆雪スペースとしても利用できる余裕のある駐車場を想定していることから、そちらをイベントスペースとしても活用できるような考えである。

（委員長）

基本的には駐車場と庁舎という考えであるということか？

（事務局）

その通りである。

（委員）

公園は近隣に諏訪公園もあるので、既存であるものを有効活用できればと思う。

（事務局）

事務局もそのような考えである。公園などは今あるものを活用して使っていきたい。しかし、庁舎という意味では子連れの方が来庁されることも想定されるため、キッズスペースは作っていく必要はある。

（委員）

資料1に記載されている意見者のアルファベットの意味はなにか？

（事務局）

これに大きな意味合いはなく、発言した方の名称である。

（委員）

資料2の33ページ、基本方針⑤（1）①の中で「町民交流スペースを設け、閉庁後も町民に開放します。」とあるが、説明会の中で回答している「バス待ちの小中学生が待つ勉強したり会話を楽しんだりできるようなスペースなども設計の中で検討する。」という部分は閉庁後もこれらスペースを開放するという方向性なのか？

（事務局）

計画案 33 ページの方針としては、このような考え方を現在持っているということであり、具体的に開放時間や曜日については今後の検討となる。しかし、最低限として開庁中の夕方などの時間帯は子どもたちの勉強スペースなどとして利用できるようにしたい。また、会議室についても申請すれば利用できるようにしていきたい。

（委員長）

これについては社会福祉協議会が移転しない分、大きくスペースが取れることから、開放スペースとして活用できるという町の方針である。

（委員）

その方針の中、開放スペースを開庁後も持続した場合に子どもたちだけで残しておいていいのかという懸念がある。セキュリティの問題や、物騒になっている世の中で誰にでも開放しているという点で溜まり場のようにになってしまうことなども心配される。責任者を配置するかなど、そのようなことも踏まえて今後の検討としていただきたい。

（事務局）

当然、そのような部分は懸念される部分である。現在だと中央公民館が同様のケースであり、そこには管理人がいる状態である。そちらの意見なども聞きながら、安全面も留意したうえで検討を重ねていきたい。

（委員）

これは要望であるが、資料 1 の 10 ページ目③にもあるとおり、町民のアイデアや意見を聴く窓口は今後もあって欲しい。この検討委員会が終了し基本設計や実施設計に入ってから、町民からの意見は出てくる可能性はあるので、今後も町民の意見を聴く姿勢をお願いしたい。

（事務局）

今後は基本設計を進めていくことになるが、そのような中でも町民の皆さんに随時、途中経過をお示ししながらも意見を伺いたい。また、職員にもより具体的な部分について、話を聞きながら使いやすいものを作っていきたいと考えている。

（委員長）

他にあるか？今回の意見を踏まえたうえで、次回の 4 月 16 日の諮問の際には事務局から修正したものが提出されるということになる。

(事務局)

今回、町民説明会やWeb意見を実施したうえでの修正案であるため、今回の検討委員会のなかで、計画上の修正が必要であれば修正した後にそちらを諮問案としたい。

(委員長)

他にあるか？無いようであれば、町民説明会等を受けた内容の資料2の基本計画案を、今回の意見を踏まえたうえで、次回の諮問において提示することで異議ないか？

～ 異議なしの声 多数 ～

(2) 今後のスケジュールについて

(事務局)

基本的には今回提示させていただいた基本計画案で諮問させていただく。今回いただいた意見については基本設計内で検討させていただく。

～ 次第をもとにスケジュール説明 ～

(委員長)

この基本計画案は持ち帰っていただき、確認いただいたうえで、修正点等があれば事務局に連絡していただきたい。

(委員)

諮問については了承したが、答申はどのようにやるのか？

(委員長)

諮問を受けて10日間で答申をすることになるが、今回で27回の検討委員会を実施してきたことになる。そのように様々な意見交換をしたうえで策定を進めてきていることから反対意見等はないと考えられるが、その中で委員から様々な意見が出てきた。例えば、併用で作れなかったものや財源圧縮の件なども意見として出てきていたことから、これについては但し書きで記載ができる。答申についてはある程度、皆さんの意見を盛り込んだものを入れて回答したいと考えている。

～ 異議なしの声 多数 ～

(3) その他

(委員)

この会議に定数はあるのか？この時期は田植え準備などで出れない可能性がある。もし定数があれば、都合をつけてなんとか出席できるようにはするが。

(事務局)

条例での委員会となり、定数の過半数の出席が必要となっている。委員は全21名のため11名以上の出席が必要である。ただし、内規の中で諮問答申については、事前に賛否の提出を可能とし、出席人数に加えることができると定めている。出すことで対応できると内規で定めていることから、その際は対応のほうをお願いしたい。

(委員)

本日欠席している人が、農家が多いことから心配であったために質問させていただいた。

6. その他

～ 事務局より今後のスケジュールについて説明、その他なし ～

7. 閉会